

住宅宿泊事業者の責務について

- **宿泊者の衛生の確保(法第5条)**
床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃・換気等
- **宿泊者の安全の確保(法第6条)**
非常用照明器具の設置、避難経路の表示等
- **外国人観光客である宿泊者の快適性及び利便性の確保(法第7条)**
外国語の案内(施設設備の使用方法、移動のための交通手段に関する情報、災害時の通報連絡先)の備え付け等
- **宿泊者名簿の備え付け(法第8条)**
宿泊者それぞれについて本人確認を行うこと、外国人宿泊者の場合はパスポートの呈示を求め、写しを宿泊者名簿とともに保存する等
- **周辺地域の生活環境への悪影響防止に関し必要な事項の説明(法第9条)**
騒音対策、ごみ処理の方法、火災防止のための事項等周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関して、必要な説明を宿泊者に対して行う。
- **苦情等への対応(法第10条)**
周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせについては、深夜早朝を問わず、常時、適切かつ迅速に対応すること。
- **標識の掲示(法第13条)**
- **都道府県知事への定期報告(法第14条)**
2か月毎に、人を宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳を報告すること。
- **管理や利用者との契約を外部に委託する場合**

1. 住宅宿泊管理業の委託(法第11条)

住宅宿泊事業者の行うべき住宅宿泊管理業務を委託する場合には、国土交通大臣により登録を受けた住宅宿泊管理業者に委託する必要があります。

【住宅宿泊管理業関係についてのお問い合わせ先】

国土交通省土地・建築産業局不動産課 Tel 03-5253-8288

2. 宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託(法第12条)

宿泊サービス提供契約の締結の代理等(例:インターネットサイトを通じた宿泊者の募集・契約等の代理)の委託をする場合には、観光庁長官により登録を受けた住宅宿泊業仲介業者に委託する必要があります。

【住宅宿泊仲介業関係についてのお問い合わせ先】

観光庁観光産業課 Tel 03-5253-8329